

第13回白石・福富・有明3町合併協議会会議録

日 時 平成16年11月12日（金）

場 所 有明町公民館ホール

白石・福富・有明3町合併協議会

第13回白石・福富・有明3町合併協議会会議録								
招集年月日	平成16年11月12日(金)							
招集場所	有明町公民館ホール							
開会日時及び宣告	平成16年11月12日午後2時			議長	喜多輝昭			
会議録署名委員	高尾茂			小野茂				
出席委員並びに欠席委員 出席 18名 欠席 1名 凡例 ○ 出席 × 欠席	委員氏名		出欠等	委員氏名		出欠等		
	会長	喜多輝昭	○	委員	北村美佐子	○		
	副会長	栗山紀平	○	委員	副島正典	○		
	委員	山崎昭維	○	委員	堤熊雄	○		
	委員	片渕弘晃	○	委員	龍ヶ江淑子	○		
	委員	小野茂	○	委員	片渕一吉	○		
	委員	前田清次郎	○	委員	樋口和敏	○		
	委員	田中昭	○	委員	古賀キヨミ	○		
	委員	久原房義	○	委員	高尾茂	○		
	委員	満松清次郎	○	委員	黒岩春地	×		
町章選定委員会	委員長	大久保孝夫	副委員長	藤崎健次郎				
幹事会等	幹事長	大串和夫	企画副部会長	原田嘉典				
	副幹事長	川崎啓義	企画副部会長	小野勝康				
	総務部会長	山下正行	福祉部会長	大串正敏				
	総務副部会長	溝上光一	産業経済部会長	片渕廣雪				
	総務副部会長	本山静男	教育部会長	赤坂隆義				
	企画部会長	小笠原光義						
合併協議会事務局	事務局長	上野達馬	調整班長	相浦勝美				
	事務局次長	鮎川慎吾	総務班	久原正好				
	総務班長	小池武敏	計画班	川崎常弘				
	計画班長	木須英喜	調整班	堤和彦				
会議次第	別紙のとおり							
会議の経過	別紙のとおり							

第13回白石・福富・有明3町合併協議会会議録索引		
事件番号	会議録事件名	頁数
	開 会	1
	挨 捶	1 ~ 2
	会議録署名委員の指名	2
調整結果報告		
第 9 号	消防団の取扱いについて	2 ~ 1 3
第 1 0 号	特別職の身分の取扱いについて (NO. 2)	
第 1 1 号	指定金融機関について	1 3 ~ 1 4
第 1 2 号	行政区の取扱いについて	1 4 ~ 1 6
第 1 3 号	国民健康保険事業の取扱いについて	1 6 ~ 1 7
第 1 4 号	商工観光の取扱いについて	1 7 ~ 1 8
第 1 5 号	小中学校、幼稚園の通学区域の取扱いについて	
第 1 6 号	学校給食の取扱いについて	1 8 ~ 2 8
第 1 7 号	社会教育の取扱いについて	
協議事項		
第 1 9 号	慣行の取扱い（新町の町章選定）について	2 8 ~ 4 2
そ の 他	第14回白石・福富・有明3町合併協議会の日程について	4 2
	閉 会	4 2

	(　開　会　)
副 会 長	<p>委員の皆様、こんにちは。今日は、第13回白石・福富・有明3町合併協議会を開催いたしましたところ、非常にご多用の中をご出席賜りまして、厚く御礼申し上げます。</p> <p>ただいまより、第13回白石・福富・有明3町合併協議会を開催いたしたいと思います。</p> <p>開催に先立ち、会長よりご挨拶をいただき、引き続き、規約に基づき進行をお願い申し上げたいと思います。会長さん、よろしくお願ひいたします。</p>
会 長	<p>皆さん、こんにちは。今日は、9月の協議会以来、2カ月ぶりでございますけれども、今年の夏は非常に暑かったわけでございます。そういう中でオリンピックも今年は日本じゅうが非常に沸いたといいますか、日本人の人がみんな感動したと、こういう年であったわけですけれども、秋以降は全国で台風による災害が非常に多く発生した、こういう年でございまして、今年はいい年であるのか、悪い年であるのか、判断に非常に迷うような年でございます。私ども、これから後のことに非常に期待を寄せるところでございます。</p> <p>さて、合併協議会の方も、今回開かせていただいて、そして12月に予定をしております協議会が最後ということでございます。合併は1月1日という予定をいたしておりますから、もう概ね1カ月半というところでございまして、今、それぞれ職員の方々の準備の方も最終的な準備に入らさせていただいております。</p> <p>そういうことで、特に職員の人事といいますか、このことについても内示をしていかないと次の準備ができないということもございまして、職員の配置の内示等もいたして、そして、今、鋭意それぞれ職員の方々、あるいは部会で準備をいただいているところでございます。</p> <p>この間、皆さん方にも、また、12月には具体的にお礼を申し上げたいんですけども、これまでいつも私、申し上げておりますように、合併してよかったですと言われるようなまちづくりをするための協議を皆様方には鋭意ご努力いただいて、これまでまとめていただいたところでございます。ひとつ今後とも、あと1カ月半ほどしかございませんけれども、皆さん方のご協力をよろしくお願い申し上げます。</p>

	<p>本日は、調整結果報告等が9件ございます。それから、協議事項が1項目ございますけれども、議事進行についてもご協力をよろしくお願ひ申し上げまして、簡単でございますけれども、挨拶にかえさせていただきます。</p> <p>本日の会議は、協議会委員19名に対して出席が18名でございますので、規約第10条1項の会議開催要件を満たしております。</p> <p>それでは、会議次第に従って進めさせていただきます。</p> <p>会議録署名委員の指名を、僭越でございますけれども、私の方からさせていただきます。今日は、有明町の_尾茂委員、福富町の小野茂委員の2名に会議録署名委員をお願いいたします。よろしくお願ひいたします。</p> <p>それでは、早速でございますけれども、議題に入らせていただきます。</p> <p>調整結果報告第9号【消防団の取扱いについて】と、調整結果報告第10号【特別職の身分の取扱いについて(NO.2)】をまとめて議題といたします。</p> <p>このことについて事務局から説明をお願いいたします。</p>
局長	<p>それでは、事務局より、まず調整結果報告第9号【消防団の取扱いについて】の報告をさせていただきます。</p> <p>この消防団の取扱いにつきましては、ここに調整の内容にありますように、新町の消防団につきましては、各町の消防団を合併時に統合するということで合併協議会でなっております。また、新町の消防団の組織及び構成につきましては、合併時に再編成をする。消防団員の報酬、各種手当等につきましては、合併時に調整をするということで、これらの調整結果につきましてご報告をさせていただきます。</p> <p>3ページをご覧いただきたいと思います。新しい町の消防団の組織図を挙げております。この組織図につきましては、3町の現在の消防団長、副団長、そういう幹部の方たちの合同会議を開催いたしまして、こういう形で組織図をつくっております。新しい町において、この組織体制でいくということにいたしております。</p> <p>まず、各町に消防団があります。白石町につきましては4分団、福富町が3分団、有明町が3分団あります。基本的にはこの分団数の数等につきましても新町において引き継ぐという形になっております。団員につきましても新町において引き継ぐということで、案といたしまして、現団員数1,226人ということになっております。分団数は、先ほど言いましたように、3町合わせまして10分団。それと、部数につき</p>

	<p>ましては47部ということで、白石町が21部、福富町が9部、有明町が14部、それに本部とラッパ部、女性部につきましては、新町においては独立させるということで部ということで設けております。</p> <p>そういう組織体制になるということで、この分についての報告を終わらせていただきます。</p> <p>次に、4ページをお願いいたします。4ページにつきましては、消防団員の報酬関係についてでございまして、ここに3町の現状という形で団長から団員まで、3町の報酬の額を挙げております。だいだい色で「新町」ということで示しておりますが、この考え方といたしましては、前回も町長なり議員の方、特別職の報酬の整備方針の1で「3町の平均とする」ということで確認がなされております。これと同じ考え方をもちまして、「3町の平均額」ということで、新町においてここに報酬の額を定めております。</p> <p>また、機械整備員、ラッパ手、運転手、これらの手当等につきましても、現在、白石町、有明町につきまして別途手当を設けております。これにつきましては、新町におきましても別途手当を設けるということで手当の額をこういう形で定めております。</p> <p>一通り、消防団の取扱いにつきましては、これで終わらせていただきます。</p> <p>次に、5ページ、調整結果報告第10号【特別職の身分の取扱いについて(NO.2)】でございます。</p> <p>これにつきましては、調整の内容といたしまして、「特別職の報酬については、合併時までに調整する」。調整の具体的な内容といたしまして、「特別職の報酬等については、現行報酬額及び同規模程度の自治体の例をもとに合併時までに調整する」となっております。</p> <p>6ページを開いていただきまして、非常勤特別職、今回は第2弾ということで、先ほど言いましたように、前回、町の4役さん、議員さん、行政委員会の委員の方につきましては決定をしていただきました。それ以外の非常勤特別職の方についての報酬の額をここに挙げております。</p> <p>まず、最初の特別職報酬審議会についてでございますが、これにつきましても3町の平均という形で、日額報酬が6,000円という形でしております。</p> <p>また、防災会議ということで、今回、新町においては、災害対策基本法という形で設けることにいたしております。これにつきましても日額報酬という形で6,000円ということで統一をしております。</p> <p>それと、選挙関係でございますが、ここに選挙長から選挙立会人まで</p>
--	--

	<p>挙げておりますけど、これは国政選挙に準じた額ということで1回につき幾らという形で挙げております。</p> <p>次に、行財政調査委員会、情報公開審査会につきましては、どこでも日額報酬という考え方でございまして、この分につきましても前回と同様に6,000円、平均という考え方でしております。</p> <p>それと、個人情報保護審査会につきましては、新しい町で設けるということで、これにつきましても同様の日額報酬という形でしております。</p> <p>次に、消防賞じゅつ金等審査委員会、総合計画審議会以降のものについては、すべて3町とも日額報酬でございまして、新町におきましても、これを日額報酬にするということで、報酬はほかの委員と統一をするという考え方から6,000円という形にしております。</p> <p>次に、7ページをお願いいたします。交通安全指導員でございます。これも報酬の額につきましては、先ほどの考え方と同様に3町の平均という形でここに報酬の額を挙げております。</p> <p>それと、町税等収納嘱託員についてでございまして、これにつきましてはそれぞれ3町に収納嘱託員さんがいらっしゃいます。その報酬の額につきましては決め方が違っておりますが、新町におきましては、3町の月額報酬につきまして金額の違いもありますが、この分につきましては平均額をとっております。それに、新町におきましては実績給という形で、徴収額に対して一定の割合で上乗せをするという形で新町で実施をしたいということで、これについては有明町の率を見ておりまして、現年収納額2%、過年収納額に対しては7%を増額するという考え方でここに挙げております。</p> <p>次に、国民健康保険運営協議会でございますけど、これにつきましても先ほどと同様に年額と日額の違いがありますが、これにつきましては日額報酬という形で6,000円に統一をしております。</p> <p>保育園長と幼稚園長につきまして、保育園長と幼稚園長につきましては同額という形でしておりますが、保育園長につきましては、嘱託園長、その中で報酬の月額の違いがあります。この分につきましては計算の仕方が違っておる部分もありますが、これにつきましては平均額で16万3,000円という形で算定をしております。幼稚園長につきましては、福富町だけが幼稚園があるということで、現在、13万2,000円となっているわけでございまして、この園長の額につきましては、幼稚園長、保育園長を合わせるということで上がる形になりますが、合わせるという形で16万3,000円にするということにしております。それと、保</p>
--	--

	<p>育園と幼稚園につきましては、福富の方から幼児センターということでお保育の一元化という関係で園長が兼務をされているということもあります。そういう形で報酬額を合わせるという形にいたしております。</p> <p>それと、保育園医、それと保育園歯科医の件でございます。まず、保育園医でございますが、これは3町の平均額ということにいたしております。それと、有明町の方で、保育園医さんは2カ所の保育園があって兼務をされていると、そういう場合についてはそれぞれの報酬額じゃなくて、2カ所した場合は割増をすると。例えば、60%プラスするとか、そういう形で算定をされておりますが、今回、新町においては1カ所に対して幾らという考え方で8万4,000円、これは平均額ということであります。歯科医につきましても、園医と歯科医を合わせるという形で8万4,000円の額を定めております。幼稚園もそういう考えです。</p> <p>学校医でございますが、これについても平均額という考え方で14万6,000円、小学校、中学校同じということでございます。歯科医も同様でございます。</p> <p>薬剤師につきましても、平均の額という形で4万3,000円といたしております。</p> <p>公民分館長でございますが、これにつきましては、特に白石町と有明町につきましては年額の報酬、福富町が月額の報酬という形になりました、新町においては年額報酬ですということで、月額報酬を年額に直しまして平均をとっております。それと、白石町、有明町につきましては世帯割を付加されております。これにつきましても平均の額という形で1世帯当たり400円をプラスすることとしております。</p> <p>それと、公民分館長につきましては、行政区の取扱いということで後で報告をいたしますけれども、駐在員さんたちですね、これと同様に公民分館長につきましては、17年4月1日から適用させていただくということで、それ以外のここに挙げております非常勤特別職の委員の方々につきましては合併時からということであります。</p> <p>それと、体育指導員につきましては、3町の平均額ということであります。</p> <p>社会教育指導員と公民館長でございます。これにつきましては新町においては、最後の社会教育の取扱いの中でも報告をするようにしておりますけれども、社会教育指導員と公民館長と兼務をするということで、社会教育指導員につきましては、それぞれ3町の額を挙げております。この平均額ということで11万8,000円という形になります。公民館</p>
--	--

	<p>長につきましては、白石町が非常勤、福富町と有明町が職員という形になっております。これにつきましては、新町においては社会教育指導員と公民館長を兼務させるということで、兼務という形ですので、この平均額ではなくて16万3,000円ということで挙げております。この16万3,000円の額につきましては、保育園長と同じ額という考え方でございます。</p> <p>そういうことで、公民分館長だけが平成17年4月1日から適用するということで、17年3月までは現在の額ということです。それ以外の特別職につきましては、平成17年1月1日、合併したら新町報酬額を適用するということにしております。</p> <p>以上です。よろしくお願ひします。</p>
議 長	調整結果報告第9号と10号につきまして説明が終わりましたけれども、皆さん方からご意見等がございましたらお願ひいたします。
久原委員	<p>福富の久原です。3ページの件でお尋ねをいたします。</p> <p>新町の消防団の組織図を出していただいておりますけれども、この図を見る限りでは、現在の各町の指揮官的なトップの方ですね。現在の各町のトップの、分団長の上の方に指揮をとる方がいてもいいんじゃないかなと。この図でいきますと、各町のそれぞれの消防団員さんを指揮する方が、図の中ではどうも不在のような形に見えるものですから、その辺についてはどういった対応をしていかれるのか。分団長の上の方にもう1人、3町のそれぞれの中で指揮官的な存在の方がおった方がいいんじゃないかなというふうに思いますけれども、その辺はいかがですか。</p>
議 長	事務局の方から説明をお願いします。
総務部会長	<p>総務部会の部会長をしております山下です。先ほどの久原委員さんの質問でございますが、10月1日に3町の消防団の団長さん、副団長さん、それに私たち3名の総務課長で協議を行っております。ここに数字的に出てきておりませんが、3町合わせて団長が1名、副団長が5名です。と申しますのは、各町、団長、副団長合わせて6名の人員ということになります。したがいまして、先ほど申されました指揮をとるというのは、地域のバランスを考えまして、副団長さんに、5人残られますので、その副団長さんにお願いをするといったことで話を進めております。そういう状況でございます。</p>

久原委員	<p>説明を受けて一応理解いたしました。そういうことであれば、副団長さんの5名の方が、その中で3地区の3名さんが代表的な位置づけを図で、兼務でも結構ですから、副団長さんがもとの町の指揮官であれば図に示しておった方がいいんじゃないかなと思います。説明はその形で対応するということでございますから、できれば図にもそういうことで落としておった方が、だれが見てもはつきりわかると思いますので、その辺、よろしくお願ひしたいと思います。</p>
総務部会長	<p>おっしゃられることは十分わかりますけれども、副団長さんが5名残られますけれども、そこで位置づけを示してしまいますと副団長さんの中で序列がつくような形になってしまいます。したがいまして、現在、副団長さんをやっておられますので、序列をつけることは、5名のうち3名が指揮系統の副団長さんという形にすれば、あの2名さんがどういった形になるのかという非常に微妙なことがございます。副団長さんを含めまして組織図そのものを新町になりますて、1,226名という消防団員数そのものも問題があるわけですね。武雄市なんかは六百幾らですから、佐賀市で1,500名ぐらいの消防団員の数でございますので、現在の消防団員さんの定数を削減するといつても非常に難しい。かといって退職希望者を募ればどっと押し寄せるという状況で非常に苦慮されておりまして、合併後に目標数値を立てて、副団長さんことを含めて計画的なものを再度検討してほしいということを1日の協議の場で私の方から消防団の方にお願いいたしております。</p> <p>したがいまして、これは過渡期の組織図だということでご理解いただきまして、一番下の団員数につきましても、果たしてこれだけの人数が必要かという問題がございます。白石地域という特殊性はありますけれども、そういうものを受けまして合併後に議論をして何割か削減をするといったような目標数字を掲げて検討してほしいということで消防団の方にはお願いをいたしているところでございます。</p>
前田委員	<p>有明の前田です。今の説明と組織図の中でお伺いいたしますが、団長1名、副団長1名という理解をしておったわけでございますが、今、副団長が数名というような形でお答えがあつたわけですが、何のための合併かなという1つの問題がそこには出てくることであろうと思います。それをいつまでも引きずっていたら、この合併の意味が、今、会長から言われたような、お互い、合併してよかつたなという答えが出てきにく</p>

	<p>くなるんじやなかろうかという感じがするわけでございますが、その点は2ページに書いてある「新町の消防団の組織及び構成については、合併時に再編成する」という答えがこれであったんだろうと思って私はお聞きしておりましたが、さっき言った合併の意味がどこにあるかということをお尋ねしておきます。</p>
幹 事 長	<p>幹事長をしております大串です。今のご意見はごもっともでございます。まさに、そのとおりであります。5名というのはアブノーマルであります。まさに、おかしい組織の人員であります。そういうことからいたしますと、団長1名、副団長1名というのが、まさに正当な数字だろうというふうに理解いたしておりますが、今、部会長からも申し上げましたように、いろんな議論がなされました。真っ直ぐ1名、1名というのは統合時には協議ができなかったという経緯がございます。</p> <p>したがいまして、速やかに調整を行うというのは、まさに字のごとくでありまして、組織図がこれで果たしていいのかどうか、佐賀市、武雄市と比べてみますと団員数が非常に多い。減らすということになると希望者ばかり多くなって、果たして消防団が構成できるのかという、そういう非常に難しい問題も含んでおります。</p> <p>したがいまして、ちょっと時間をかけて組織図そのものの見直しをしていく必要があるだろうと。部の統廃合とか、そういう形の議論をする必要があるというふうに思っておりますので、そういう点は新町の組織の中で速やかに協議をし、すばらしい、いい団の組織をつくっていく必要があるだろうというふうに理解をいたしておりますので、今回の合併時には、とりあえずこういう形で発足をさせていただきたいということでございます。</p> <p>以上でございます。</p>
議 長	ほかに。
古 賀 委 員	有明町の古賀でございます。組織図の中の左、女性部、ラッパ部ということはわかります。本部と書いてございますけれども、これが私ははつきりわかりませんので、ご質問いたします。よろしくお願いします。
総務部会長	<p>ご説明いたします。</p> <p>本部というのは、有明町には直接はないと思います。白石と福富につきましては、役場の職員が本部という形で組織をされております。車も</p>

	白石も有明も、白石は第1部と一緒に利用しておりますが、役場には職員が常におりますので、火災発生後出動できる、一番早いわけですね、昼間の時間帯はですね。そういったことを受けまして白石と有明には本部隊員というのがおります、それは役場の職員を充てております。したがいまして、合併後も本部隊員を置こうということに決定をされております。要するに、役場の職員さんで団員をされている方は、そのまま引き続き置きますよということになります。そういう形で本部は、あと準備ですね、出初式とかいろいろ行事がございますが、そういったものの準備とか後片づけとか、そういうのは本部団員、要するに役場の職員がやっております。行事をする場合に消防の担当者ですね、その方が動きやすいと、役場の職員ですからお願いもできるし、準備とか後片づけ、そういった部分について非常にやりやすいといった面がありますので、組織についても、そのまま引き継ぐと。ただし、有明町につきましては、その組織がございませんので、徐々には本部団員ということで任命されるかと思いますが、合併時には福富と白石の職員を充てるよということで、このまま本部を設置されているという状況でございます。
古賀委員	合併したら白石、福富の現在の本部に入っていらっしゃる方を充てるとおっしゃったですかね。
総務部会長	今まで引き継ぐと。
古賀委員	何人ほどいらっしゃるんでしょうか。
総務部会長	ラッパは別ですが、本部は白石が約25名前後、福富が17名程度ということでございます。蛇足ですが、先週、福富町の本部の職員さんが佐賀県消防操法大会で優勝されまして東京で行われた全国操法大会に出場されていると、そういった実績が出ているところでございます。
古賀委員	再度ですけれども、そしたら、この本部の中には団長、副団長は入らないということですね。わかりました。
議長	ほかに。
樋口委員	有明町の樋口でございます。特別職報酬のことについてお聞きしたいと思います。

	<p>特別職の公民館長さんのことでお伺いいたします。月額16万3,000円、兼務になっていますけど、月額というのは、あくまで16万3,000円掛ける12なのか、もしくはボーナス等がございまして、それ掛けることの幾らになるものか。</p> <p>それから、公民館長さんは、有明町の場合は今まで兼務されていたわけですけど、今後は兼務されないということですね。そしたら、どこからかまた雇い入れなければならないということじゃないでしょうか。そうしたときに私が感じるところでは、ほとんどが退職した方が公民館長としてなられるんじゃないかという気がいたします。そうすると、何のための人員減らしなのかという気がいたしますので、そこら辺等をご説明願いたいと思います。</p>
局 長	<p>事務局からお答えさせていただきます。</p> <p>まず最初の質問ですが、月額16万3,000円ということは、1カ月に16万3,000円ということでございます。ボーナスはありません。社会教育指導員と兼ねる場合が月16万3,000円です。</p>
樋口委員	16万3,000円掛ける12が年収ということですね。
局 長	そういうことです。
樋口委員	もう一つ、有明町の場合は役場の職員さんが兼務されておるわけですね。今後は兼務されないということですけど、兼務されないということになったら新たに人を採用しなければいかんということですね、別のところから。それは人減らしということでおるわけですけど、公務員の天下り先をいたずらにつくっているんじゃないかという気がいたします。そこら辺をお聞きしたいと思います。
局 長	こちらが説明した考え方としては、先ほど言いましたように、社会教育指導員と公民館長を兼務させるということで、これは新たに採用するということではないです。人員を増やすことはできないと思っております。
樋口委員	兼務はできないわけでしょう。職員の方が公民館長になられるわけじゃないでしょう。新たにどこからか連れて来られるわけですよね。私が言っておるのは、そのときに職員の方が兼務されたら別に余分に金を払

	わなくていいわけですよね。どこからか連れて来たら余分な金を払わなければいけないわけですよね。人手減らしといいながら、別に連れて来るわけですよ。
次 長	<p>これはあくまで 1 月 1 日時点の話という形になっておりまして、今、各町、社会教育指導員さんが 1 名ずついらっしゃいます。嘱託でいらっしゃいます。白石の場合には公民館長が嘱託でいらっしゃるということで、この方々の処遇をどうするかという問題があつたところなんですけれども、白石のように社会教育指導員も嘱託、公民館長も嘱託でおるという形になれば、これは人減らしにはならないということから、ここに書いておりますように兼務をしていただいて、ここは社会教育指導員と公民館長さんであわせて 1 人だというような組織を 1 月 1 日時点ではつくりたいと。</p> <p>先ほど言われましたように、今、有明町、福富町の場合には職員さんが公民館長を兼ねていらっしゃるわけで、それができないという話にはなりませんので、そういった場合につきましては、また新しい機構を考える中で、そうなれば当然この 16 万 3,000 円というのは、兼務をさせるから 16 万 3,000 円になっているわけで、教育指導員だけという形になれば金額も落ちるかと思いますので、そういったことで検討はできるというふうに思っております。</p>
樋 口 委 員	職員の方が兼務されるわけですか。新たにどこかほかから入れるわけですか。
次 長	社会教育指導員さんが公民館長さんを兼務されるということですから、1 月 1 日時点では職員さんが地区の公民館長を兼務されることはありません。
樋 口 委 員	3 町が一緒になるわけでしょう。公民館が 3 つできるわけですね。
次 長	有明公民館、福富公民館、白石公民館は、こういった形で嘱託の方を置くと。白石の中央公民館は生涯学習課長さんが中央公民館長さんを兼務していただくという形になります。
樋 口 委 員	あの 2 つはどうなりますか。

次 長	白石町中央公民館は生涯学習課長が兼務です。その下に各地区ごとに白石公民館、福富公民館、有明公民館というのが1つずつできます。各地区の公民館については社会教育指導員さんが兼務されるということです。
樋 口 委 員	そこには職員さんは入られないわけですか。
次 長	公民館の中には入りません。
樋 口 委 員	そこで兼務はされないわけですか、新たに人を入れるということですか。
局 長	今、それぞれ各町には社会教育指導員がおられます。この方たちが公民館長を兼務されるということありますので、人はふえないということです。
樋 口 委 員	新たには入れないということですか。
局 長	そういうことです。白石町は1人減るという形になります。公民館長と社会教育指導員と2人おられるので合併時に1人減るということになります。
樋 口 委 員	新たに1人どこからか採用されるということだったら、いたずらに職員がふえるだけじゃないかなと思ったものですから。
議 長	ほかに何かございませんか。
副 島 委 員	副島でございます。3ページですが、安全・安心にかかわる組織である大事な消防団だと思いますけれども、先ほど幹事長のお話の中で、再度の見直し、再編成を速やかにというようなお話がありましたけれども、協議会の中では速やかにというのは3年をめどにというようなことで理解をしなければいけなかつたと思いますけれども、そこまで大事だから3年ぐらい必要なのかなという考え方もありますけれども、前田委員がおっしゃったように、合併の意義を考えたときには、ここでは表記はしてありませんけれども、早急に再編成をしていただくようなご指導が必要じゃないかなと思っておりますので、よろしくお願ひします。

議長	<p>これはいろんなところで、あるいは先ほども意見が出ておりますように、合併時に非常に難しいというのは皆さんご理解いただいたと思います。それぞれの町に団長、副団長さんがおられるわけですね。そうすると団長さんが3人、副団長さんが3人おられるわけです。6名おられる中で組織をしていくという一つの難しさがあってのことであるわけです。ですから、合併時にはこういうふうにならざるを得ないという事情があって、今、説明があったように、そうはいいながらも、行財政の改革をやるべきじゃないかという話がいろんな中で、首長会議等であるわけですから、やっぱりこうすることも速やかにやるべきじゃないかというのは、ご意見が今まであったとおりです。</p> <p>協議会の方からも、こういう意見があったのは幹事会なり、あるいは総務部会を通じながら、消防団の協議の方にもぜひ伝えていきたいというふうに思っております。</p> <p>ほかに何かございませんか。</p> <p style="text-align: right;">〔「なし」と呼ぶ者あり〕</p>
議長	<p>ないようございましたら、調整結果報告第9号、第10号については、ご理解いただいたものとして報告済みとさせていただきたいと思います。よろしゅうございますか。</p> <p style="text-align: right;">〔「はい」と呼ぶ者あり〕</p>
議長	<p>続きまして、調整結果報告第11号【指定金融機関について】を議題といたします。</p> <p>事務局から説明をお願いいたします。</p>
局長	<p>それでは、調整結果報告第11号【指定金融機関について】の説明をいたします。</p> <p>指定金融機関につきましては、地方自治法第235条2項に、「市町村は、政令の定めるところにより金融機関を指定して市町村の公金の出納または支払の事務を取扱わせることができる」という規定があります。現在の3町につきましては、3町とも指定金融機関制度をされておりまして、白石町さん、有明町さんが佐賀銀行でございます。福富町が佐賀共栄銀行ということで、合併をいたしまして指定金融機関につきましては株式会社佐賀銀行とするということにいたしております。</p> <p>なお、取扱店につきましては、現在の有明町の役場が本庁という形で白石町役場ということになりますので、佐賀銀行の有明支店が取扱店と</p>

	<p>いうことでております。 以上です。</p>
議長	<p>説明が終わりましたけれども、このことについて何か質問がございましたら出していただきたいと思います。 〔「なし」と呼ぶ者あり〕</p>
議長	<p>なしということで、内容をご了承いただいたということでよろしゅうございますか。 〔「はい」と呼ぶ者あり〕</p>
議長	<p>それでは、調整結果報告第11号【指定金融機関について】は、報告済みとさせていただきます。 調整結果報告第12号【行政区の取扱いについて】を議題といたします。 事務局から説明をお願いいたします。</p>
局長	<p>調整結果報告第12号【行政区の取扱いについて】の説明をいたします。 合併協議会におきまして、調整の内容にありますように、「新町において、住民にとって最も身近な自治会組織であることに十分配慮し、行政区の再編を検討する」ということになっております。 また、調整の具体的な内容といたしましては、「行政区は、現町において住民感情、地域の実情に考慮しつつ統合再編に努め、新町に移行する。駐在員の報酬については、合併時に調整する。」、こういう確認をなされております。 そういうことから、調整の結果ということで10ページに挙げております。行政区の取扱いの中で駐在員の人員の関係でございまして、現在、白石町が35名、福富町が9名、有明町が13名ということで、駐在員、嘱託員がおられます。これにつきましては白石町が現在の35名を平成17年4月1日から22名にするということでございます。福富町、有明町につきましては、そのまま新町に引き継ぐということでございます。 次に、駐在員会の開催回数でございますが、これにつきましても毎月1回とか2回とか、曜日を指定しているとか、そういう違いがございます。調整の結果といたしましては、毎月15日に月1回開催をするとい</p>

うことにいたしております。15日が休みとか閉庁日でありましたら次の週の最初の開庁日という形にしております。

次に、業務内容についてでございます。

まず、文書の配付関係でございますが、配付日につきましても3町違いがございます。これにつきましては毎月2回、配付日を設けることにしておりまして、会議の折に文書をお願いするとか、自宅まで届けるとか、各町やり方が違っておりますが、基本的にはこれにつきましては各駐在員宅まで届けるということにいたしております。

配付方法でございますが、駐在員さんに各町からお願いするものを届けまして、今までどおり区長さん、班長を通じて家庭の方に届けるという形を考えております。

それと、配付文書の種類でございますが、これにつきましては3町そう大差はありませんので、今までどおりお願いするということにいたしております。

調査書類の取りまとめにつきましても、引き続きお願いをしております。

また、災害時とか、選挙の場合の立会人になるとか、こういうことにつきましてもお願いをするということで3町の調整をこういう形で行つております。

11ページです。駐在員の報酬についてでございます。これにつきましては、それぞれ月額報酬とか年額報酬ということで町によって違いがありますが、新町においては月額報酬とするということで、これにつきましては3町の報酬の平均額ということで月額4万3,000円ということにいたしております。それに付加して世帯割という形で1世帯当たり幾らという形で3町とも定められております。これにつきましても月額1世帯当たり200円という形で新町でもお願いするということにしております。

行政区への助成金という形で、白石町はありませんが、福富町、有明町につきましては、世話人手当ということで報酬費とか区活動助成金ということで今までやっておられます。これにつきましても新町におきまして行政区の運営交付金ということで1世帯当たり1,000円を交付するということにいたしております。

この報酬の額等につきましては、17年4月1日から適用するということで、下の方に「※」で挙げておりますように、それまでは現町のままということにしております。

以上です。

議長	<p>説明がございましたけれども、何か質問、ご意見がございましたらお願いします。</p> <p>[「なし」と呼ぶ者あり]</p>
議長	<p>ないようでございますので、内容をご了承いただいたということでよろしゅうございましょうか。</p> <p>[「はい」と呼ぶ者あり]</p>
議長	<p>それでは、調整結果報告第12号【行政区の取扱いについて】は、報告済みとさせていただきます。</p> <p>続きまして、調整結果報告第13号【国民健康保険事業の取扱いについて】を議題といたします。</p> <p>事務局から説明をお願いいたします。</p>
局長	<p>調整結果報告第13号【国民健康保険事業の取扱いについて】の説明をさせていただきます。</p> <p>国民健康保険事業の取扱いにつきましては、これも合併協議会につきまして確認をされております。ここに挙げておりますように、調整の内容といたしまして、「国民健康保険税については、国民健康保険事業の健全で円滑な運営を確保することができる額に統一をする」ということになっております。また、「保健事業については、現在実施している町に準じて統一を図り、新町において実施する」ということになっております。</p> <p>また、具体的な内容といたしまして、「国民健康保険税率については、直近の医療費の動向を考慮して、合併する年度の翌年度から白石町の例を基準に統一する。人間ドック及び脳ドックについては、合併時に検診内容等を統一し、実施する。」という確認がなされております。</p> <p>上記の結果を踏まえまして調整結果といたしましては、まず、国民健康保険税につきましては、白石町の税率に統一をするということで、医療分につきましては、所得割7%、平等割3万3,000円、均等割2万円。介護分につきまして、所得割0.85%、平等割4,500円、均等割7,500円ということで統一をするということになっております。また、この分につきましては、既に平成16年度に3町、同じ率で統一がなされております。</p> <p>次に、人間ドックでございますが、これにつきましても平成16年度</p>

	<p>と同額の負担金とするということになっております。参考のために、平成17年度につきましては、300名を予定されておりまして、個人負担金としては5,000円ということになっております。</p> <p>また、脳ドックにつきましても、合併後、事業を実施し、平成17年度につきましては大体40名程度ということで、個人負担金1万500円という調整結果になっております。</p> <p>以上、調整結果報告第13号について説明を終わります。</p>
議長	<p>ただいま説明がございましたけれども、これにつきまして皆さん方、ご意見等がございましたらお願ひします。このことについては16年度から引き続き実施していることでございますけれども、つけ加えて意見、質問があればお願ひいたします。</p> <p>[「なし」と呼ぶ者あり]</p>
議長	<p>よろしうございますか。</p> <p>[「はい」と呼ぶ者あり]</p>
議長	<p>それでは、調整結果報告第13号【国民健康保険事業の取扱いについて】は、報告済みとさせていただきます。</p> <p>ここで、暫時休憩をさせていただきます。</p> <p>(休憩)</p>
議長	<p>休憩前に引き続きまして、会議を再開いたします。</p> <p>調整結果報告第14号【商工観光の取扱いについて】を議題といたします。</p> <p>事務局から説明をお願いいたします。</p>
局長	<p>それでは、調整結果報告第14号【商工観光の取扱いについて】の説明をさせていただきます。</p> <p>ここに調整の内容、調整の具体的な内容を示しておりますが、これにつきましては合併協議会で確認をなされております。この結果を受けまして調整を行っております。</p> <p>まず、中小企業の融資制度についてでございます。これは合併時に町長の職務執行者によって白石町の中小企業小口資金融資条例を制定することにしております。この条例の中では、預託金の額、限度額、</p>

	<p>また貸付期間について定めることにいたしております、14ページに現在の状況を挙げております。この中で「白石町の例による」ということで確認事項がなっております、白石町の例に基づきまして、こういう形で条例の制定をするということでございます。</p> <p>また、企業誘致条例でございます。これにつきましても合併時に白石町の企業誘致設置条例を制定し、企業誘致を促進するということです。</p> <p>14ページに書いておりますように、白石町と有明町で企業誘致の条例の制定がなされております。「白石町の例による」という形で条例を制定するということにいたしております。</p> <p>以上です。よろしくお願ひいたします。</p>
議長	<p>ただいま説明がございましたけれども、このことについて皆様方、ご意見ございませんか。</p> <p>[「なし」と呼ぶ者あり]</p>
議長	<p>ないようございますので、この内容についてご了承いただいたということでよろしゅうございますか。</p> <p>[「はい」と呼ぶ者あり]</p>
議長	<p>それでは、調整結果報告第14号【商工観光の取扱いについて】は、報告済みとさせていただきます。</p> <p>続きまして、調整結果報告第15号【小中学校、幼稚園の通学区域の取扱いについて】、調整結果報告第16号【学校給食の取扱いについて】、調整結果報告第17号【社会教育の取扱いについて】、一括して議題とさせていただきます。</p> <p>事務局から3件について説明をお願いいたします。</p>
局長	<p>それでは、調整結果報告第15号から第17号まで一括して説明をさせていただきます。</p> <p>最初に、調整結果報告第15号【小中学校、幼稚園の通学区域の取扱いについて】のご報告を申し上げます。</p> <p>小中学校、幼稚園の通学区域の取扱いにつきましては、調整の内容、調整の具体的な内容のとおり、合併協議会で確認を得ているところでございます。</p> <p>今回、調整の結果といたしまして、小中学校の通学区域につきましては、新町において通学区域審議会（仮称）を設けることにいたしております</p>

	<p>ます。通学区域審議会につきましては、「小・中学校の通学区域の適正化を図り、教育委員会の諮問に応じ、通学区域に関する事項について調査審議し、意見を答申する」ということにいたしております。</p> <p>審議会の組織につきましては、これは教育委員会が委嘱することになります。委員数につきましては20人以内ということで、委員の構成メンバーにつきましては、学識経験者、住民の代表、小・中学校の校長、PTAの役員.LocalDateで考えております。任期につきましては2年といたしております。こういう内容で、合併時に白石町の通学区域審議会条例を制定するということにいたしております。</p> <p>次に、調整結果報告第16号【学校給食の取扱いについて】でございます。</p> <p>これも調整の内容と具体的な内容につきましては、確認済みでございます。</p> <p>調整結果の報告といたしまして、新町において給食運営委員会を設置するということで、給食運営委員会の組織についてここに挙げております。これにつきましても合併時に設置をするということにいたしております。委員数につきましては30人以内、委員の構成メンバーにつきましては、ここに示しておりますようなメンバーで委員会を組織するということにいたしております。任期につきましては1年ということにいたしております。</p> <p>また、運営委員会につきましては、教育委員会の諮問機関という形で、次の事項を審議するということで、こういう内容につきまして審議をしていただくということで給食運営委員会を合併時に制定するということにいたしております。</p> <p>次に、17ページ、調整結果報告第17号【社会教育の取扱いについて】であります。社会教育関係審議会とか指定文化財について、調整結果の報告をいたします。</p> <p>調整の内容とか調整の具体的な内容につきましては、このとおり確認されております。</p> <p>次に、公民館運営審議会についてでございます。これにつきましては、新町において合併時に新たに設置をするということにいたしております。委員報酬については、日額6,000円ということで、他の非常勤特別職の日額報酬と同額という形にしております。それと、公民館につきましては、旧町ごとにそれぞれ設置をするということで、合わせて3公民館を設置するということにしておりますが、この審議会につきましては、3町まとめて1つの審議会という形ですることにいたしております</p>
--	--

	<p>す。また、委員につきましては18名以内ということで、これは旧町においては、社会教育委員に兼務をしていただくということになっております。新町においても、社会教育委員と兼務をするという形にしております。任期につきましては2年ということにいたしております。</p> <p>次に、社会教育指導員についてでございます。これも合併時に教育委員会が委嘱をするということになります。身分につきましては非常勤特別職という形になります。人数につきましては3名とするということで、先ほども報酬の関係で質問がありましたように、社会教育指導員につきましては公民館長と兼務をするということにいたしております。選任の方法につきましては、70歳未満とするということで年齢の制限を設けております。勤務時間につきましては、週30時間以内ということにいたしております。任期は1年とし、最高3年までということで、3年を超えない範囲内で再任を妨げないという形にしております。</p> <p>また、3町にあります指定文化財につきましては、そのまま新町に引き継ぐということにいたしております。</p> <p>また、文化財につきましては、文化財保護審議会を合併と同時に設置をすることにいたしております。文化財保護審議会につきましては、委員数を7名以内、任期を2年、会議につきましては年間4回程度、報酬につきましても他の非常勤特別職と同様に日額6,000円ということで、文化財保護審議会の条例を合併時に制定するということにいたしております。</p> <p>以上、調整結果報告第15号から第17号までの説明を終わります。</p>
議長	説明が終わりましたが、質問があれば出していただきたいと思いますが、何かございませんか。
片渕(弘)委員	有明の片渕でございます。調整結果報告第17号ですが、「社会教育指導員については、合併時に委嘱します」となっていますけれども、人数も3名以内として、兼務と限定しない方がいいんじゃないかなと思うんですけど、いかがでしょうか。
議長	事務局の方からよろしくお願ひします。
次長	今の片渕委員さんの質問につきましては、合併協議会の中で最終的に調整をしていただいて訂正があればというふうに思っておりますが、私たちの考え方といいたしましては、先ほどの特別職のところで話しました

	<p>のように、当面、公民館長さんと社会教育指導員さんが兼務をしていただきたいというふうに考えたものですから、この人員についても3名とするという形にしております。そこは公民館長と社会教育指導員については兼務をするのがイレギュラーなケースというようなことで協議会の方でご判断をされれば、ここは「3名以内」とするとか、あるいは「公民館長兼務」を消すとか、そういったことはご協議をしていただきたいと思っております。</p>
片渕(弘)委員	<p>3名であってもいいと思うんですよ。でも、3名と限定すると3名でなければならぬとなるのが1つと、「公民館長兼務」とあえて書いておくと、公民館長と社会教育指導員は兼務しなければならないようになるから、「3名以内」として、「公民館長兼務」というのを削っていただけば、兼務なさっても構わないんですけど、3名にしなければならない、公民館長と兼ねなければならないじゃない方がいいんじゃないかなと思いますけど、いかがでしょうか。</p>
議長	<p>今、意見が出ておりますのは、文章からすると、確かに「3名とする」ということは3名にするということですから、1、1、1とできなかつた場合どうするかとか、当分の間、ない場合には、こここの話からいくと欠員なり、あるいはルールに従ってない話になってしまふという話。それから、公民館長の兼務の話は、兼務があつてもいいけれども、兼務じやない場合のことも考えられる。例えば、先ほどから話があつたように、当分の間、職員に対応させたとかいろんな問題が出てきたときにどうするんだという話が出てこないとも限らないですね。非常に難しい、合併をする段階で難しい問題もありますので、ここら辺が今の話、これは前の段階でもちょっと話が出ておりました。そういうことでここは「3名以内」とする、あるいは「公民館長兼務」という形は取り除くことによって、兼務することは別にやぶさかでないわけですから、兼務してはいけないという話にはならない。ただ、兼務ということをうたうことによって兼務させなければならないということになってしまふという一つの縛りが出てくる。こういうことになるものですから今の話になっておるわけです。事務局の方で特に差し支えないということであれば、「3名以内」、そして「公民館長兼務」という言葉を外していくということはやぶさかではないと思うんですけども、皆さん方のご意見はどうでしょうか。</p>

樋口委員	有明町の樋口でございます。私ども民間は、そこら辺、したがいいのか悪いのかが全くわからないわけですよね。させたときにはどうなるか、させなかつたときにはどうなるかということをちょっとだけ説明をしてほしいなと思います。
次長	<p>ここにありますように、非常にイレギュラーなケースだというふうに思っております。公民館長さんといいますのは、有明、白石、福富の公民館にそれぞれいらっしゃるわけですけれども、有明公民館のこと、白石公民館のこと、福富公民館のこと、それぞれの公民館のことだけを考えてお仕事をしていただくという形になりますけれども、この社会教育指導員という形になりますと白石町全体のことを考えながら仕事をしていただかなければならない。こういう提案をさせていただいていて非常に申しわけないんですけども、業務的には相いれない部分が、一方では自分の公民館のことをしなければならない、一方では社会教育ですから、同和のことですとか高齢者教育ですとか、そういった要請があれば新町のどこにでも行かんばいかんというような形になるものですから、兼務ではやりにくい部分があるのかなというような気はいたしております。</p> <p>ですから、先ほど話がありましたように、特別職の報酬の問題等がございまして、それぞれに社会教育指導員、公民館という形で嘱託員さんを置いてしまうと人間がふえてしまうというようなことから、ここは兼務できるはずだからというようなことで兼務をさせようという形にしているところですので、非常に説明がしにくいところではあります。</p>
議長	今、説明しておりますのは、例えば、もともと公民館長と社会教育指導員を兼務にすると1名でいいという発想から、節減するという発想からこういうことになっておるわけです。今言われたみたいに職員を兼務させることも可能な場合もあるかもわからんという話もあるわけですね、今、片渕委員さんが言われる思惑としては、そういうことがあるだろうと思います。いろんなケースが出てくることを考えると、そういうふうに兼務ということを言わんでも兼務させることはできるじゃないかと、そうすると対応が多様化すると。そういうことと、3名というふうに言ってしまうと確実に1名ずつは置かにやいかんと、3名置かにやいかん。それを置かずに済む方法があるならば、ほかの方法が考えられるならばと、いろいろ言うと語弊がありますからそういうふうに説明させていただくと、そういう方法が考えられるならば2名であってもいいじ

	<p>やないかと、1名は何かの形で対応できたとすればの話ですよね。具体的に言うといろいろ語弊がありますから申し上げませんけれども、そういうふうなことも考えられるということも含んでいると思います。このことを含めて事務局の方から何かあれば。</p> <p>事務局の方も特別には、期間の問題、その他の問題もあったりしますけれども、ちょっとしたことでもこういうふうに限定してしまうということの方がかえって問題があるということになれば、前段で話もあったように、むしろ外す方がいいのかなという話があるわけです。事務局の方も、そこら辺については特別異論はないということを言っていますけれども、このことについては外すと、あるいは「3名以内」にするということについて、ご異議ございませんか。</p> <p>[「異議なし」と呼ぶ者あり]</p>
議長	<p>兼務を外すと、外すから兼務させないということじゃなくて、外しても兼務を別に否定するものではございませんから。それから、以内の話も、いろんな状況に対応できるというようなことを含めて。</p> <p>ほかに何かございませんか。</p>
田中委員	<p>白石の場合、今、公民館長と社会教育主事と両方いるわけですね。それを1つになせば条例そのものを変えていかにやいかんということになろうかと思います。そこで、やっぱり兼務ということを入れとかんといかんじゃないかなと。そうでなければ公民館長が社会教育までひっくるめですという条例に変えていかにやいかんと思います。</p> <p>それから、有明町は、どっちかは役場の職員がされておるわけでしょう、そして一つは嘱託がされておるということで、両方とも別々におらにやいかんということが今まであったわけですが、今度は1人でもいいということになったですから、やっぱり白石から言うと兼務ということでなければなかなか難しいかなというふうな気がするわけです。</p>
片渕(弘)委員	<p>社会教育指導員というのは、公民館にいる指導じゃないですね。本来ならば生涯学習課にいる人なんだけれど、公民館長が生涯学習も兼ねておられるから公民館にいる。社会教育指導員という人が公民館にいることを限定して言うと、田中委員さんがおっしゃっているようになるからですよ。だから、確かに社会教育指導員と公民館長と兼ねさせると2人じゃなくて1人で済むということになるんだけど、社会教育指導員というのが新しい白石町いっぱい、あなたは女性問題かなんかを担当してくれ</p>

	<p>ださいというと、現在でいう白石にも福富にも有明にもその人が指導して回る方であったり、同和の指導をなさるときに回られる方だから、教育委員会の中の生涯学習課の中におられて、そういう指導をしていただく方が社会教育指導員だからですよ、嘱託と公民館長と重複させたがいいというのとは、いささか違うんじゃないかなと思って意見を言わせていただいております。</p>
議 長	<p>今言われるよう、これは本来から言うとそれぞれの話です。しかしながら、節減といいますか、あるいは合理的な運営をやっていくこうという話の中でしていくときに、田中委員さんが言われることもわかるわけです。ですから、条例の中でも、例えば必要であれば兼ねることができるとか、そういう文言というのが必要な部分があるかもわかりませんけれども、ただ、ここの中で「兼務をする」というと、すべてを兼務させにやいかんという問題になるから、逆にここでは外したらどうかという話なんですよ。田中委員さんが言われることを否定する話じゃないんですよ、否定じゃないです。ここで書いておくと、3人が3人、みんな兼務させにやいかんという話になるから外そうという話が一つ。それから、3名以内というのは、どういう状況があるかもわからん。例えば、2人と1人と違う体制になったときの問題とかいろいろあるから、3名以内という話の中で、そうすると3名まではいいわけですね、それから兼務も、これを外したからといって兼務はいけないじゃなくて、兼務は組織の中でやっていくこうと思えばできるという話の中でしていくこうということですから、今、田中委員さんが言われることを否定する話じゃないくて、こういうことで処理をさせていただくということにお願いを今したところです。動きやすいようにということでそういうふうにさせていただいたところでございますので、よろしくご理解いただきたいと思います。</p>
堤 委 員	<p>私も社会教育指導員をやったことがありますけれども、やはり公民館長さんと兼務というのはちょっと荷重になりはしないかと思います。社会教育というのは、さっきおっしゃったように、婦人問題から子供の問題、教育の問題、老人問題、すべて含んでいるわけでございまして、そういうことから考えますと非常に多忙なんですよ。3名で足りるだろうかと思うぐらいに忙しいと思います、広くなりますからね。そういうことで同和教育なら同和教育専門と、それから老人問題、婦人問題担当、それから幼児・教育問題担当というふうに分けられて、そしてそれぞれ各町巡回して回られるとか、要請があれば行くというようなことで指導</p>

	していただきというようなことにせんと、やっぱり社会教育の向上発展にはつながらんのじゃなかろうかなと思っておりますが、どうでしょうか。
議長	確かに、忙しいという話はわかりますけれども、現段階では、今まで協議会で話をさせていただいた中では、こういうことで、足らないとかなんとかという問題はあるかもわからないけれども、従前やってきたような形の中で、動き方は違うだろうと思います、合併すると3町にまたがるということもありますように、そういうことでさせていただくことでご理解をいただいて、今言われるよう、足らないかもわからんとかという予測の話は、今後、合併をした段階、あるいは合併した後に新しい体制をつくっていくという話の中で協議をさせていただくということで、合併時の段階は、一応こういう形でご理解をいただくということでお願いをしたいと思います。
北村委員	<p>白石町の北村です。特別職のあり方について今いろいろ審議があつてあるわけですけれども、報酬の件ももちろんあると思いますけれども、そちらの方が優先されていて、一番大事な仕事の内容というものが後になつてはいるのではないかという危惧があるのをちょっと印象として受けました。兼務という言葉は、やっぱり邪魔になっているのではないかと思うんですね。白石町の場合は、公民館長と社会教育指導員が今まで別だったということで、そういったことはなかったと思うんですけれども、有明、福富は社会教育指導員は役場の方が兼務されていたんですか。——そういう形で今までやってきたのであるならば、そういうことができると思うので、「兼務」という言葉を入れない方がいいのではないかと。入れておくと、それに縛られるのではないかということを思いました。</p> <p>それともう一つ、1番の公民館運営審議会については、「社会教育委員と兼務」と、ここにも兼務という言葉が出てくるんですけれども、先ほど報酬のところでは、公民館運営審議会委員6,000円、社会教育指導員も6,000円、つまり兼務されたら1万2,000円、2年間のかなということのように私は理解しましたので、それはどちらか1つということでしょうか。そういう書き方自体、この言葉に振り回されているような気がしますのですっきりしていただきたいと思います。</p>
次長	公民館長さんの兼務と、公民館運営審議会委員というのは若干違う面

	<p>がございまして、公民館運営審議会委員は社会教育委員と兼務としてあります、これは現在も3町、こういった形で公民館運営審議会委員については社会教育委員さんが兼務をされていると。これは日額6,000円ですから、会議に出席されたとき、社会教育委員さんが何か仕事をされたときにこういった日額を払いますので、これが1万2,000円になるということは考えられません。</p>
北村委員 議長	<p>わかりました。</p> <p>もう一つ、一番最初に言われた数の合理化的な、あるいはそういう話から仕事が置き去りになっているんじゃないかという話がありましたけれども、もともとここの発想の中では、合併をするということの中では、それぞれの組織、例えば一番わかりやすく今回の場合は消防団もそうですけれども、そのまま寄ってくるという話ですね。こういう話の中で、仕事が寄っていくということで、もともと数を減らすというよりも、寄り合い世帯になる。その中で合理的な運営をするためには、例えば、役職員はこれこれでいいじゃないかという話はあるけれども、仕事は従来どおりのことをやっていくのに、それでいいじゃないかという前提で今の人たの話というのはあるわけでありまして、決して仕事をおろそかにするとか、あるいは仕事を減らしていくという考えではございませんので。</p> <p>ですから、今、非常に難しいなと思っておりますのは、合併時点と、その後の行財政改革をどうやってやっていくのかというところに非常に難しい部分があるだろうというように思っております。</p>
北村委員 議長	<p>もう一度、話を戻しますならば、消防の方は先に人数があって、それをまとめ切れないのでそのまま残すと。逆に、こちらの特別職においては、数を減らして職務の内容は多忙になるのではないかという危惧があるということは、ちょっとどこか矛盾しているところがあるのではないかなと思うんです。</p> <p>後、話をもらいますけれども、基本的には、これは合併の場合に、すべての場合に、一番初めから首長さん、議長さん方はそれぞれ、あるいは6町で合併について研修した段階もそうだったんですけども、合併というのは、北村さんはもちろん存じだと思いますけれども、合併というのは妥協の産物だなという話が以前からあったんですね。そういう中で、どうしても折り合いをつけていくという話がいっぱいあるわけ</p>

	<p>です。だから、その次の段階にどうしていくかということが非常に問題だらうと思います。</p> <p>ですから、今言われるよう、きれいに絵にかいたような形でいくというのは非常に難しい部分も多いという、そういう両面を抱えながら、この協議会が動いている、あるいはほかの場合も動いている、そういうことをご理解いただきて、今言われたように、消防団の場合も、消防団は消防団で協議をしてください、お任せしますという形になったときに、そういうふうにしてどうしてもまとまり切らない。ですから、ここでも意見が出ましたように、協議会として不満の部分があるから、速やかにできるように今後も協議をしてくださいという、ちょっと言うなら注文がついたような話もあるわけです。できるだけ今言われるような理想に近い形でいきたいとは思っておりますが、その辺が私の司会の悪い部分もあるかと思いますけれども。</p>
北村委員	<p>中身は重々わかっているながら言ったことで申しわけありませんでした。先ほどから出でております社会教育指導員と公民館長の件に関しては、やはり兼務という言葉は外された方がいいのではないかなと思います。</p>
溝上総務副部会長	<p>少し整理をさせていただきたいと思います。消防団の関係でもございます。また、社会教育指導員なり公民館運営審議のことでもございますが、人数のことでございます。いわゆる消防団につきましては、地域に根差したものということで地域の方からきたものですから、これは6町合併のときからもそうだったわけですけれども、いわゆるこの3町は特に海岸線とか河川を控えているということで、消防団員については、なるべく現人員を確保しようということが一部にあったわけです。そういった流れもあって、今回、部会長の方から説明がありましたように、類似団体と比べれば人員が多いわけですけれども、退職を募ればどっと減るから、幹部とか、そういったことからややもすれば少なくなってしまうということもあって、そういうことはどうかということもございました。いわゆるそういうこともあって、人数の方から先にしたんじやないかということになっておりますが、事情が事情で、そこら辺はちょっと違うところです。</p> <p>また、先ほどの社会教育指導員さんと公民館運営審議会の委員さん、これにつきましても意見としてはもっともだというふうに思います。ただ、社会教育委員と公民館運営審議会委員と明確にすぱっと分けられな</p>

	い、どうかすると共通する部分がかなりございまして、3町とも一緒に開かれているわけです。ですから、同じ委員に兼務をしてもらうということで、会議もと一緒にすることを進んでいるわけですので、そこら辺で兼務となっておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。
久原委員	社会教育指導員さんは、公民館長と兼務もできるけれども、兼務しないこともできるというような感じになったわけですけれども、それに関連して、7ページの特別職の報酬額ですね。これはあくまで兼務という形で16万3,000円という数字が出ておるわけですね。兼務をした場合の月額と兼務をしないときの月額それぞれに設定をし直す必要がありはしないかなと思いますので、その辺、再検討をお願いしたいと思います。
議長	<p>額については事務局の方から答えていただきたいと思いますけれども、兼務をしない場合には11万8,000円という話がございます。先ほどから話が出ておりますので、再確認をさせていただきます。</p> <p>この調整計画の人数は3名以内とする。それから、括弧書きで公民館長兼務と書いてありますけれども、公民館長兼務は消すと、これでご理解をいただきたいと思います。これは事務局とも打ち合わせいたしましたので、こういうことでよろしゅうございますか。</p>
局長	再提案という形でさせていただきたいと思います。先ほどそういうことになりましたので、社会教育指導員と公民館長を兼務させない場合については、社会教育指導員は3町の平均ということで、平均すれば11万8,060円ですので11万8,000円にするということで、新町のところに新しく設けるという形でお願いをしたいと思います。公民館長だけの場合は15万4,000円となります。
議長	<p>社会教育指導員単独の場合は11万8,000円、公民館長単独の場合は15万4,000円ということで再提案をさせていただくということでご了解をいただきたいと思います。よろしゅうございますか。</p> <p>[「はい」と呼ぶ者あり]</p>
議長	<p>どうもありがとうございました。</p> <p>ほかにご意見ございませんか。</p> <p>[「なし」と呼ぶ者あり]</p>

議長	<p>ないようでございますので、調整結果報告第15号、第16号、第17号については、一括して承認を受けたいと思いますけれども、よろしくございますか。</p> <p>[「はい」と呼ぶ者あり]</p>
議長	<p>ご承認いただいたものとして取扱わせていただきます。どうもありがとうございました。</p> <p>続きまして、協議事項に入らせていただきますが、暫時休憩いたします。</p> <p>(休憩)</p>
議長	<p>それでは、休憩前に引き続きまして、再開いたします。</p> <p>協議第19号【慣行の取扱い（新町の町章選定）について】を議題といたします。</p> <p>ここで、協議の進め方について私の方から提案させていただきたいと思いますが、その前に事務局から訂正があるそうです。</p>
局長	<p>町章選定の協議に入る前に、1カ所だけ訂正をお願いしたいと思います。</p> <p>会議資料の19ページを開いてください。選定委員長の報告という形でしております、選定委員会の会長としておりますが、これは委員長に訂正をお願いします。よろしくお願ひいたします。</p>
議長	<p>それでは、早速でございますけれども、まず、新町の町章選定委員によりまして今回提案されております3作品に絞っていただいております。3作品というのは修正された部分も含めて、ですから、それぞれでいったら6点になりますけれども、デザイン的には基本形は3点、合わせて6点になりますけれども、3作品について絞り込みをされた経過を町章選定委員長からよろしくお願いしたいと思います。</p>
大久保委員長	<p>はじめまして、福富町の大久保孝夫といいます。よろしくお願ひいたします。</p> <p>私たち、各町から2名ずつ選定を受けまして、福富から私、大久保と久原さん、白石から藤崎さん、そして女性の久島さん、有明から古賀義</p>

	<p>治さん、中村さん、合計6名で、町章につきましてインターネットその他での宣伝がなされたんでしょう、随分と多くの作品が集まっております。全部で796点というとてつもなく多くの作品が寄せられております。これは東京で開かれる多くの展覧会にしても800点となると、いい展覧会というようなものです。佐賀県の中でも全部を合わせると1,000点を超したりしますけれども、かなりの多くのものが集まつたというふうに感じております。</p> <p>これは町内においてもかなりの関心がありまして、3町で75点です。それから、県内が52点、県外から669点ということで、こういうことについてインターネットその他での関心が非常に高いし、プロ級の者がかなりおりまして、今回の選定に当たりまして、佐賀市立図書館の方にお願いをして町章、市章、その他印刷されたものがあればぜひ貸してほしいと。選定に当たって、全国的に応募者があるということは、かなり似通った性質のものが出てくるであろうということは私も一応頭の中に入れておりましたので、事務局で借り出しをして、選定するに当たってそういうことを考慮して検討いたしました。だから、今回選びました作品につきましては、全国的に見てかなりパターンが違っている、独自なものになるのではないかという感じがします。それでも、極めて近いところがないではありません。それも近いところなりに意味もあるだろうし、要するに、私たちは、こういうものを選定するに当たって、新しいまちづくりのためには、こういうものはみんなの心のよりどころになるものですので間違ってはならないということでやってきたわけでございます。</p> <p>その中で、20ページに選定に当たりましての模様を事務局の方でちゃんと記録をしてくださいまして、ここに記載されております。その第1回の町章選定委員会で、思いのほかというような言い方ができるかどうかわかりませんが、募集のときの色数についての要件がどういう書き方だったのか、そのときまで承知しておりませんでしたが、4色以上の作品が192点あったということです。800点の中の200点、4分の1の作品が4色以上であった。募集要領は3色というふうに限定してあるわけです。これは地色、グラウンドも一緒にして書いてある、これが理解できないでグラウンドを例えれば緑なり黄色なり、あるいは紙の白なりというグラウンドに対して、あと2色と考える人なのか、それを3色と考えるのか、それが4分の1おったということは、今後、何らかの機会にはそれも明記しなければならない問題じゃないかなと、そういうことも考えました。</p>
--	---

	<p>そういうふうに考えていきますと、4分の1ある作品について、そのまま要件に外れたとしてのけるわけにもいきませんので、私たちは1点、1点、正確に見ながら、時間をとってみんなの意見を聞きました。その結果、3点だけ、これはぜひ参考にとっておこうということで、あくまでも参考品としてとってきました。その後、よくよく調べてみると、3色と思っていたものの中に4色というのが1点ありましたので、結果的には規定外の4点を選ぶことになったわけです。</p> <p>そういうことで第1回新町町章選定委員会は終わりました。</p> <p>次の9月22日、第1回目は合併協議会事務局の会議室で行いましたけれども、第2回目からは白石町総合センター2階の和室を使いました。ここは畳の広間で非常に広い場所ですので、そこに作品を3回にわたって200点ほどずつ、畳のへりに沿って並べました。1方向から見て6人の選定委員が、自分の好みといいますか、自分がいいと思うものを選んでいくと、大体5点前後ぐらいということで選びました。お互いにずっととりながら、そして、みんながとった後、もう一度見て、もう一度見てということで慎重に、落としたものがないかどうか、200点並べておりますので総体的に見ております、しっかり見てきました。できるだけパターンが違うものを探そうということ。それから、独特の形を探そうということにも努めました。集まったのが全部で77作品、要件外の作品の4作品を合わせて81作品を選抜しました。これが第2回目です。</p> <p>そして、それをなお絞り込みまして、81点の中から20点を会議の上で選抜しました。あの61点は保留という形にしまして、次に新鮮な頭でもってもう一度見てみようということで、2回、審査をしたことになります。</p> <p>そういうことで、20点に絞り込んだわけです。こういうデザインは大きな特色がありまして、見た瞬間に丸と感じるか、四角と感じるか、四角を斜めに置いて菱形に見えるのか、あるいは三角、丸を組み合わせるかというような、そういう心象的に大きな影響を与える形がありますので、そういうことを分けて絞り込みました。その中から一番いいと思うものを絞りに絞っていったわけです。</p> <p>これにもう一つ四角の形、例えば、言えばわかるものではグッドデザインというものがありますね、「G」の字をこういう形にして菱形にしたもの、非常に単純、デザインとして、あれほど強力で訴える力のあるものは少ないなというくらい非常にいい形のものもあるわけですが、四角も何とかつかみとろうと思って探しましたが、四角についての応募作</p>
--	--

品は極めて少なかった。その中に一つ、惚れ惚れするようなものがありましたが、それを3回目にもう一度見直したときに61作品の中から拾い出して、そして4作品にしました。それを随分検討していきましたが、これが少しばらばらになる感じのものがあつてみたり、完全にこれだというところまでいきませんで、最後は漏れてしまいましたけれども、そうこうして第4回までいったわけです。

この第4回の途中に、3回目には白黒に直すときに、もう少し封筒とかその他モノクロームで白黒とグレーで表現する場合もあるからということで事務局のご協力を得て20作品、全部、白黒に打ち込み直して、そしてそれも見せてもらいましたし、万全な体制でもって進んでいったわけです。

そして、最後の第4回、何度も何度も会議を開くことばかりではということで、実は事務局の方からも3回ぐらいで結論が出ればいいんですがねということを聞いておりましたけれども、どうしてもそこまでいかないで4回目を開くことになって4回目で絞り込みました。修正等を加えながら、いろんな意見を出しながら決めていったわけですが、それがここにあります、前の方に出ております作品まで絞り込んだわけです。

こうしてみると、内容的にも、形の上でもまとまっておって、よそにもそう余りないなと思われるようなもの、23ページにほかのマークもありますけれども、頭で考えていきますと非常に複雑になって、言いたいことがいっぱいあって、合併するのが3つあるからとか、6つあるからとか、そういうものを入れ込むとか、いろんなことが中にありますけれども、読んでいただければわかりますので説明は省きますが、いろいろ意味を含めながらつくられていて決定したものです。

ここにあるデザインは、今回の町章に非常に多く、果ては羽のようなものとか、あるいは月のような形とか、あるいは組み合う形とか、非常に似通ったものがここにあります。こういうデザイナーが私たちのところにも送り込んだであろうことがよくわかるようなものがあるんです。だから、パターンが似通ってくるから、それを警戒しただけに、ここにこれだけのものになっていって、これからまだ探せば出るだろうけれども、これは考えに考えた作品ですので、これをもって皆さんで本日決定していただければと思います。

なお、私たちは、上方にあるだけのものをいろいろと検討し、討論していく中で、ここをこういうふうにしたらどうだろうかというようなことは、余り原図とは変わらないようにデザイナーの意思を通しながらも、こういうふうなことはできないものかという試案を出しておりま

議 長	<p>す。こういうものを含めながらご検討いただければと思います。</p> <p>以上、終わります。</p> <p>どうもありがとうございました。非常に長時間にわたりまして、いろいろとご協議、また、選定作業をいただきまして大変ありがとうございます。</p> <p>大久保委員長さんの方から選定協議について報告をいただいたところでございますけれども、実は、本日、先ほども話が出ておりますように、3作品の中から1作品を、3作品というか、上、下でいったら6作品になるわけですけれども、基本形でいったら3作品になるわけですけれども、最終的には1つに本日絞りたいというように思っております。</p> <p>ここで5分ほど休憩いたしますので、それぞれ見ていただくのが一つ。もう一つは、どういう方法でしていくのか。この会を再開いたしましたときに皆さん方にどういう方法でやっていくのか、あるいは自分の思いみたいなものを言っていただいて、皆さんに、それでよかさいみたいな話になれば、そういう形でもいいですけれども、いずれにしても、そこら辺を少し、選定方法と中身をどう思われるのか、中身を見ていただく、この時間を5分間だけ休憩をさせていただきたいと思います。</p> <p>ただいまから5分間だけ休憩して20分過ぎに始めたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。</p>
(休 憇)	
議 長	<p>それでは、再開をさせていただきたいと思います。</p> <p>選定の方法を含めて意見がございましたら、お願ひいたします。</p>
久 原 委 員	<p>選定委員の皆さん、本当にご苦労さまでございました。ここにJAの香月さんもいらっしゃいますけれども、JAでは、白石平野のことを「緑のふるさと白石」といったキャッチフレーズでいろんな農産物かれこれの販売、あるいは白石というものの知名度を売っていらっしゃるんですけれども、そういったところからいきますと、朱色は稔りをあらわしたということで非常にわかるわけなんですけれども、できれば緑の色を1色入れた形のものがふさわしいんじゃないかなと、これは私、個人的な感じがいたしたところです。</p> <p>もう一つ、ここまでせっかく、800点の中から3点に絞り込んでいただきましたので、どうでしょうか、皆さんそれぞれ意見がございまし</p>

	ようけれども、最後まで選定委員の先生方に1点に絞っていただいた方がいいんじゃないかなと。我々が、あれがいい、これがいいと言っても、それぞれ好みがありますけれども、これは私なりの意見ですが。
議長	皆さん、そういう意見であればそれでもいいわけですけれども、ここで出すということは、今までの協議会の中で話をしてきた経緯がございますから、最終的には協議会で決定しますということですから、それにのっとってやっておりますから、一応そのことは頭に置いていただきたいと思います。今の意見は意見として、久原委員から、緑が使えないかということと、もう一つは選定委員の皆さんで最終までという意見ですけれども、そのほかに意見がございましたら。
樋口委員	<p>有明町の樋口でございます。3つ出していただきましたけど、これを町旗にした場合はバックの色は何になるかです。</p> <p>もう一つは、1番と3番は余りにも手を加え過ぎたんじゃないかなという気がいたしますが、そこら辺はどうでしょうか。</p> <p>バックの色がどうなるのか、それによって変わってきます。そしてまた、ちょっと手を加え過ぎじゃないかという気がいたします。</p>
大久保委員長	真ん中が3色になりますね、バックが白ですので、白が1色、緑が1色、青が1色、合計3色というのは真ん中ですね。だから、3色以内ということですので、1番と3番は2色になっております。だから、それだけを、原版を考えておりまして、それ以上のことは私たちは考えておりません。例えば、1番にバックにもう1色を加えるという方法があるとすればどういうことなのか、そういうことはまたこの会議の中で検討してもらわなければいけませんけれども、基本的には向こうに出ておる原画を基本としてとりあえず選択しようと。そして、その後、少し修正を加えたものを考えておくというところまでの段階で私たちは持ち寄っております。
樋口委員	旗には白とか、バックはいろいろあるわけです。そこまでのイメージが大事ではないかなと思います。
議長	それは、今、委員長さんからも言っていただいたように、3色の中のものの考え方として、白まで含めて3色と。ですから、上の方でいくと1番と3番は2色、白と青なり緑で2色と言われたのはそういう意味で

	す。
大久保委員長	そういうことです。例えば、3番のバックを赤いバックにしようということは全然頭にないわけです。それをせろということになれば、また別の問題になると思います。
樋口委員	今の状態だったら、全部、白ですよということですか。
大久保委員長	そうです。だから、4色で来た196点の中にはバックがちゃんとあって、そして、あと2色があって、3色というのがありました。それは例えば緑がバックになっているというものがありましたけれども、ここでは3色以内ということであれば、こういう選び方しかできなかつたわけです。
樋口委員	そしたら、あくまでバックは白ですよということですね。
大久保委員長	そういうことになりますね。原案は、そうして出しているわけです。
議長	ほかに何か意見ございませんか。 ただ、将来的に、何かに使い方によって、それは原則から外れて何かに色を変えて使ったから云々という話じゃないと思うんですよね。基本がこれだというように考えていただけだと。例えば、今、モノクロの話もありましたように、これですから白黒は認めないという話ではないわけですから、使い方によっては白黒もあるわけですから。だから、原則的には今言われたようなことです。
片渕（一）委員	福富の片渕ですけれども、計796点の中から、これだけの選定をしていただいておりますので、3点ありますので、この中で2点に絞ると、絞り込んでいく段階ですね。
議長	やり方として3点から1点を選ぶ方法、それから、今言わされたように3点から2点選んで、2点から1点を選ぶ方法があるわけです。今までの約束事としては、3点を選んで、3点の中からこの協議会で1点にするという一つの取り決めごとがございましたので、今、こういう形で審議をさせていただいております。

片渕（一）委員	そしたら、感性で一人ずつ皆さん違うと思うんですね、好き好きもありましょうからですね。やはり投票というか、その形がいいんじゃないでしょうか。
議長	ほかに、選び方の方法も含めて。
副島委員	<p>白石の副島です。本当にご苦労いただいたわけですので、私は、最終的には修正案の3点から選んだ方がいいと思います。</p> <p>そして、その中でコメントを見ると、3番の修正案の方を見ましたら、着色をして、または要望色があれば変更可ということありますので、形を修正した部分については多分好まれないんじゃないかなと思いますので、そういったふうに判断をするのであれば、おのずと1番の修正案、2番の修正案から決定をされた方がいいんじゃないかなと思います。</p> <p>もう1点が、コメントにありましたけれども、朱色という表現が1番も2番もありますけれども、実際は近くで見ると色が違っております。それが業界で何とかの何番の色というのがあると思いますので、最終的にはそこまではつきりしておかないといろんな朱色が出てくるのかなと思います。</p> <p>以上です。</p>
大久保委員長	そのことについては後もって申し上げようと思っておったところです。言うまでもなく、色を限定したものに、数字的にまとめていくつもりでおります。そのときには多少深みがあってみたり魅力的な色になってみたりすることはあるわけです。これはパソコンでやったものですから非常に浅い、もっと深みがあるいい色にしていけると思います。
議長	ありがとうございました。ほかに選び方を含めて、一通り聞いた上で整理をしたいと思います。
吉賀委員	<p>率直に言いまして1と3のどれかなど自分で考えました。そして、3はちょっと動きがないなと思ったんですよね、リズム感があって、そしてシンプルで、だれにでも書けそうな町章がいいかなと思って、私は1番がいいなと思っております。</p> <p>以上です。</p>
議長	別にいいですよ、それぞれ思われるなどを言ってもらって。別に、こ

	ここで言われたから、それをどうしますという話ではございませんので。
北村委員	<p>協議に参加させていただきます。今の古賀委員と同じで、やはりシンプルでわかりやすいということで、これから先、明るい、子供たちが担っていくまちづくりであるということであるならば、一番左の「しろ」というのはすごくいいなと私も思っております。こういうふうに自分の意見を言っていいものならば。</p> <p>決め方なんですけれども、選定要領の中にはありますように、協議によって、困難な場合は投票ということでしたけれども、協議による選定が困難とはどういう場合を指すのかなということがありますので、もうおのずと。</p>
議長	<p>それぞれ自分はこれがいいなという今みたいな話がありながら、全体がそういうふうに動いていく場合はいいのかなと。ただ、例えば3つなら3つに意見が全く割れてしまうような状況になると、これはとても合議という話にはなっていかないだろうと、その場合は投票なのかなというふうに思っております。</p> <p>もう一つは、皆さん方が、そんなら挙手でやってみようかと。例えば、今みたいな話で1番か3番かなという話があったりしておりますけれども、例えば、そういう選び方をして、そして、その中から挙手でやつていこうかということであれば、それでもいいし、それは皆さんが、どういう形がいいのか。いや、自分の意見を言うのに投票じゃなからんばかりかんと、今、投票という話もありましたけれども、投票がいいということであれば投票でもいいと、いずれかの方法でですね。</p> <p>あと、最終的に皆さんのが意見が決まらないということであれば、投票にするか、挙手でいくのかですね、そういうことで2つに1つしかないわけですから、そういうことをさせていただきますけれども、意見があれば出してください。</p>
田中委員	投票してみましょうか、そして、どうなるか。
議長	<p>今、いずれかの方法という話の中で投票がいいだろうという意見が結構出ております。投票という意見が多いようですけれども、それでよろしうございますか。</p> <p>[「はい」と呼ぶ者あり]</p>

議長	<p>それでは、投票にさせていただきますけれども、1つだけ説明をつけ加えさせていただきます。</p> <p>実質的には修正案まで含めると6点になるわけですけれども、これは一つは修正案を選ぶか、原案を選ぶかの話にもなりますけれども、応募した人の気持ち、そういうことも含めていくと、1、2、3の中からどちらを選ぶにしても、修正案まで含めて1つとすると、その中からという形で選ばせてもらう。そして、最終的には修正案なのかどうなのかという話にさせていただくということで、事務局の方もそういうふうなことで応募した人のこともありましたので、修正案を含めて1、2、3を選んでいただく。その後にどちらを選ぶかという形にさせていただきたいと思います。</p> <p>それでは、投票をさせていただきます。準備をお願いいたします。</p> <p>1、2、3から1つ、2つを1つにして選んでいただくということが一つ。</p> <p>それから、数が一番多いという話と過半数の話、2通りあるわけですね。過半数を前提とするかどうか、一番多いという話と。</p>
山崎委員	過半数ですると何度もしなければいけません。
議長	一番多いものにという話ですが、意見ございませんか。
香月委員	別の意見なんんですけど、確認なんですけれども、応募されたものを十分審議されて選定をいただいているんですけども、それを若干修正したものがここに出ているんですけども、これは著作権の問題で町の方に帰属するとなっていたと思います。実際、修正案が選ばれたときに、その著作者との調整はどういうふうな形になりますか。
小野委員	選定の方法の一番最後に、「委員会において作品の修正変更を加える場合がある」としてあるから、修正も可能ということは、やはり出す人も。
議長	<p>今言われたように、修正とか権利の問題、これらはすべてそういうことを配慮した上で、修正等については、原則的にはそういうふうにさせていただくのが普通ですけれども、そういうふうになっております。</p> <p>それでは、再確認しますけれども、一番多いものを選んでいくということでおろしゅうございますか。</p>

小野委員	1、2、3、4、5、6と6番まで番号を打って、そして一遍に決めたらどうですか。
議長	私は、3つ選んだ中でも、6つにしないでも意外と決まっていくのかなと私自身は思っておったんですけれども、どうでしょうか。3つの中から選んでもらう。というのは、余りにも小さい数字に割れ過ぎるのかなと。
前田委員	有明の前田です。3つから選びんさい。
小野委員	2回になるんですか。
議長	<p>2回というか、その次は投票でやるかどうかはどちらかで、皆さんが下の方がいいと言われるならば、そっちがいいと思う人という形でもいいと思うんですけども。</p> <p>それでは、上と下を合わせて3つから選んでいただくということにさせていただきます。番号は1、2、3です。</p> <p>それでは、投票用紙を配ってください。</p>
	〔投票用紙配付〕
局長	<p>上の1番、2番、3番、その中から1つ番号を書いてもらうということでお願いしたいと思います。</p> <p>そして、先ほど決まりましたように、開票をして一番多い数字を最優秀作品ということでよろしくお願いしたいと思います。</p> <p>開票の立会人につきましては、大久保委員長と藤副委員長の両名の方にお願いしたいと思います。</p>
	〔投票・開票〕
大久保委員長	<p>ただいまの投票の結果を報告します。</p> <p>1番、11票。2番、5票。3番、2票。</p> <p>以上です。</p>
議長	投票結果は、過半数の話をしておりましたけれども、1番が11票ですから過半数ございます。1番ということになりました。

	<p>ここで1番の原案、修正案、2通りあるわけですけれども、これのどちらを選ぶかですね、どちらを町章の原画にしていくかということですね。これは投票というよりも、ここで皆さん方に、2つに1つですから、どちらがいいかということをお伺いしたいんですけども、1番目の原案にしたいという方、挙手をお願いします。——6名です。修正案にしたいという方、挙手をお願いします。——12名です。</p>
田中委員 議長	<p>1番の青のところは緑になされませんか。</p> <p>それは話として、また意見があれば検討してもらいたいと思います。修正案ということに決定いたしました。</p> <p>そして、いろんな意見で取り入れられる、取り入れられんの話は別として、今、話として、前に緑の話があったからだと思いますけれども、田中委員さんから、あれを緑にしたらどうだろうかという話、その検討は何かしていただいたなんでしょうか。</p>
大久保委員長	<p>1番の修正案については、上方の原案は、まず三角形がございますね、この三角形が、向かって右上の方と左上の「し」の頭になるところが、ちょうど壺のような形で同じ高さのためにシンメトリー過ぎる、左右対照過ぎる。それで、少し動きが出てきた方がいいのではないかということがまず第一です。</p> <p>それから、色はいい色だけれども、ちょっと離れて見ると「し」と「ろ」の間の白線に見える部分が狭過ぎて遠くになるとわかりにくい。例えば、旗になったような場合には、それが全くわかりにくいというようなところがありまして、透けて見える線でも困るということも頭の中にはあったわけです。</p> <p>それが第一ですので、修正案としては、まず「し」の字を少し上に出してバランスを崩して動きをつけていった。この動きというのは、原案では右も左も同じですけれども、修正案では「し」の上の方がちょっと高いために、そこが頭になる、そういう動きを見せることなんです、感じさせるといいますか。</p> <p>もう一つは、白線の部分、白の部分、余白の部分を少し広げることによって一目瞭然、「し」と「ろ」がはつきりする。</p> <p>緑に対して赤がやっぱりあった方がいいなということが委員の意見の集中するところでした。青はすがすがしい感じがする、希望が見える、深さが見える、いろんな意味合いがあるわけですけれども、赤を最初に</p>

	<p>決めたので、当然、補色関係で赤に対しては青というのは、これは我々の常識みたいなもので、そうかというと、だいだい色の調子バーミリオンといいますけれども、これに対しては青もいいけれども、色感といいますか、この上では緑の彩度だと、鮮やかさの度合いだと朱色にも合う。これはいけないというふうな意味合いの青ではないんです、修正案を出すに当たっては。おわかりになりますかね。緑も青も、そんなに深くは、決定的に話し合って出したものではありません。まず赤のためにやった仕事であったということを報告いたします。だから、もし強いご意見とか、先ほどの意見などがあれば、それは皆様で決めていただければいいと思います。藤_さんも、それには賛成しておられますので、そういうことでよろしくお願ひします。</p>
議長	<p>今、修正案について話がございましたけれども、それで納得いただけたでしょうか。</p> <p>○久原委員 「し」の字の朱色を緑に変えることは可能でしょうか、デザイン的、色彩的に。——「ろ」を緑に変えることは可能だと。</p>
大久保委員長	<p>あそこで決めたのは、最初に考えたのは、上の壺のところのあれを左の方に延ばしたということと、それから、「し」を「ろ」と分けようということで、まず「し」を赤色にしようということを決めた。それならば青の方がいいのかなというところだったので、主役は「し」なんです、変えたのは。だから、色の注目度、明示度から言いますと、まず赤に目がいきます。そして、次に移ります。だから、あれは下の方だと「しろ」と読みます。上だと何だろうということになると思います。</p>
議長	<p>専門的にといいますか、委員さん方でいろいろ協議していただいた、そういうことでの修正案、聞いて私も納得といいますか、ああなるほどなというふうに思ったわけですけれども、皆さん、今のこの修正案で納得いただけたでしょうか。</p> <p>[「はい」と呼ぶ者あり]</p>
議長	<p>それでは、この修正案を原画とするということで決定することにご異議ございませんか。</p> <p>[「異議なし」と呼ぶ者あり]</p>

議長	それでは、ご異議ないということで取扱わさせていただきます。皆さん方、慎重審議、ありがとうございました。
局長	<p>事務局の方からですが、1番の修正案ということで皆さんの総意で決めていただきました。</p> <p>修正案について、今後、同じ色でも色の濃さ、淡い色とあるわけですね。カラーで印刷をする場合、番号とかなんかでこういう色と指定をする必要があります。そういう色をぴしっと決めるのは、選定委員会の委員さんがおられますので、6名の委員さんに一任をお願いしたいな思いますが、そういうことによろしいでしょうか。</p> <p>[「はい」と呼ぶ者あり]</p>
局長	<p>それと、1番の応募者をお知らせしたいと思います。この方は、鹿児島県川内市の方です。お名前が尾之上光政様です。47歳で自営業の方でございます。</p> <p>[町章選定委員退場] [拍手]</p>
議長	それでは、全協議事項につきまして、報告をあわせて終わりましたけれども、その他の項について事務局の方からお願ひいたします。
次長	最後のページに次回の協議会の開催日程を添付しております。日には平成16年12月6日、月曜日、時間は通常、午後2時からですが、最終回ですので午後3時からということで開催をさせていただきたいと思います。場所は白石町の総合センターで行いますので、よろしくお願ひいたします。
副会長	<p>それでは、皆様方、非常に長時間にわたってご審議をいただきましてありがとうございました。おかげさまで町章も決まりました。皆様方には、非常に大事なことを決定していただきました。</p> <p>次回は、12月6日、午後3時から白石町の総合センターで行われますので、ご出席をお願い申し上げます。</p> <p>今日は、長時間にわたってありがとうございました。</p> <p>(閉会)</p>